

第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 7月 5日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 5階 第2委員会室

・出席委員

| | |
|-----------|----------------|
| 1番 白石 淳一 | 3番 遠西 美子 |
| 4番 石井 武久 | 6番 宮下 庄吉 |
| 7番 高井 武男 | 8番 生方 芳光 |
| 9番 萩原 正道 | 10番 中村 順子 |
| 12番 星野 博一 | 13番 井上 正文 (会長) |
| 14番 牛口 長明 | 15番 小林 由喜子 |

・欠席

| | |
|-----------|-----------|
| 5番 遠藤 由理子 | 11番 金井 繁行 |
|-----------|-----------|

・遅刻

2番 星野 芳寿

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

| | |
|------------|--------|
| 事務局長 | 大竹 光 |
| 事務局次長兼農地係長 | 大橋 真実 |
| 副主幹 | 佐藤 エリカ |
| 副主査 | 宮下 和哉 |

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後1時30分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、5番 遠藤由理子委員及び11番 金井繁行委員より欠席の届出がございました。
また、2番 星野芳寿委員より遅刻の届出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は、12名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時32分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、12番 星野博一委員
14番 牛口長明委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時32分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)制限除外の農地移動について
(4)農地に該当しないことの証明について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時35分

議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 8件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番

2番

続きまして、関連がありますので3番と4番一緒をお願いします。

議長

これは、後ほど出てくる太陽光の関係でしょうか？

事務局

はい。

議長

続きまして、5番

次も関連がありますので6番から8番まで一緒をお願いします。

7番委員

「会社役員兼農業」とありますが、業種がわかれば教えてもらいたいのと、臨時雇用が50人となっていますが、これは従業員ということでしょうか。

事務局

業種については、土木業のようです。雇用の50人については、申請書に記載されていたもので、どのような方かまでは把握していません。

7番委員

あくまでも個人で営農するということでしょうか。

事務局

本人と家族で営農するようです。

議長

ほかにご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第31号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番

議長

申請理由が植林とありますが、周辺に農地はないですか。

事務局

山林と宅地に囲まれている土地になります。

議長

続きまして2番

次に3番

議長

これも、農家住宅用地で始末書添付とありますが、すでに住宅にしている状態ということですか。

事務局 はい。

15番委員 申請人の所在地と土地の所在地が異なりますが、違う人が住んでいるのでしょうか。

事務局 申請人は別の町に居住していますが、土地については相続で取得したとのことで、確認したところ農地法の許可を得ていなかったため、申請に及んだものとなります。

議長 ほかにご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きますて、4番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第32号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第33号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番

7番委員 スギを植林するということですが、住宅に囲まれている場所とのことで、スギは花粉が出るので、今後問題が生じる可能性はあるのでしょうか。

事務局 申請書には、周囲に迷惑がかからないよう注意しますとあります。将来的には、伐採して材木として売る予定のようです。

議長 今はスギによっても花粉の少ないものがあるので、問題が生じないよう指導をお願いします。

ほかにご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

2番

3番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第33号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 12件

事務局 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。

ここで、1番案件について、4番 石井委員が現地調査を行っておりますの

で報告をお願いいたします。

4 番委員 先日現地調査を行った結果、雨水対策について、現状の排水溝を利用することですが、周辺の道路は通常の雨でも冠水することがあるので、現状の計画で建築した場合、水害に遭う家が出てくると思います。

広大な駐車場から出た水が田んぼに直接行く可能性もあるので、雨水対策がされていることを確認してから許可を出すべきかと思います。

事務局長 雨水対策については、大規模な貯留槽を作る計画とのことで、雨水対策はされているものと考えて良いかと思います。

事務局次長 雨水対策については、申請時は添付されていませんでしたが、現地調査の後、図面を提出してもらいました。代理人によると、市からも敷地外に水を出さないよう指導されているとのことで、対策を行うとのことでした。

4 番委員 住民説明会でも、雨水対策については重視されていました。

議長 4 番委員の報告によると、地域住民から雨水対策を十二分に行ってほしいとの意見があったとのことですが、事務局によると雨水対策は計画されているとのことでよろしいわけですかね。であれば、地元説明会等がきちんと行われていることを周知徹底してもらえればと思います。

4 番委員 地元住民が納得してくれれば許可を出しても良いと思います。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。
ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず 1 番

議長 これは、地主の方は 2 件だけですか。

事務局 はい。

議長 続きまして 2 番

3 番

4 番

5 番

議長 説明ですと事前着工とのことですが、具体的にはどのくらいの段階でしょうか。

事務局 本件についてはすでに基礎ができていたため、事前着工と見なしました。

事務局次長 もともと転用が出ていたため始めてしまったものですが、実際には資材置場等とまとめて行う予定でしたが、今回住宅を先行して建築するとのことで、計画変更と 5 条申請を行ったものとなります。

議長 続きまして 6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 34 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 35 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 5 条第 1 項及び農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。なお、各案件における農地法第3条第1項の許可申請については、農地法第5条第1項の許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、9番 萩原委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

9番委員

先日、事務局と地元の推進委員とで現地確認を行ったところ、特に問題があるようには思えませんでした。

議長

ありがとうございました。

ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず5条

次に3条

無いようですので、お諮りいたします。

議案第35号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって議案第35号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番委員 相続人が72歳とのことですが、営農期間が20年となると、92歳となりますが、それでもメリットはあるのでしょうか。

事務局 納税猶予は、本人が耕作するか、利用権設定・中間管理機構を使って貸し借りをすれば納税猶予は行われるようです。
なお、もし耕作が難しいようであれば、早めに伝えてもらうことになっています。

議長 ほかにご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第34号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は願い出のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第37号「農地に該当しないことの証明願いについて」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第37号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって議案第37号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は願い出のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時10分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

(1) 令和4年「田畑売買価格等に関する調査表」の回収について

(2) 行事予定について

(3) その他

8. 閉 会

終了 午後2時56分